

令和6年度
多治見市子どもの権利擁護委員
多治見市子どもの権利相談室
「たじみ子どもサポート」

活動報告書



令和7年7月
多治見市子どもの権利擁護委員

©ひがしうらえみ

は じ め に

皆さん、こんにちは。はじめに、皆さんが、日頃から、私たちの活動に理解と協力をしていただいていることに感謝申し上げます。

多治見市は、22年前（平成15年）、全国で4番目に「多治見市子どもの権利に関する条例」という、子どもたちの権利を守るための大切なルールを作りました。私たち「子どもの権利擁護委員」は、それ以来、みなさん一人ひとりの声を聞いて、みなさんの権利を守るために活動してきました。特に、LINEで相談できる窓口を早くから始めて、みなさんが話しやすい環境を作ってきたことは、多くの人の支えになってきた、とても大切な取り組みだったと思っています。

さて、ここ数年、日本全体で「子どもの権利」についての考え方や状況が、大きく変わろうとしています。

その代表的なものが、2023年（令和5年）に始まった「こども基本法」という法律です。これは、「子どもはみんな、一人の人間として大切にされ、自分の意見をちゃんとと言える権利がある」ということを、国全体の基本的な考え方（共通認識）にしよう、というものです。そして、国や市町村は、この考え方にもとづいて、子どもたちのための取り組みを進めていく責任がある、とされています。この法律の中心には、「子どもにとって一番良いことは何かを考えること（子どもの最善の利益の実現）」と、「子ども一人ひとりが自分の考えを伝える権利をしっかりと守ること（意見表明権の保障）」という、とても大事な2つの柱があります。

この「こども基本法」の考え方を形にするために、ほかの法律も変わってきています。例えば、「児童福祉法」や「児童虐待防止法」、「民法」といった法律も、みなさんの権利を守る方向に見直されています。こうした法律の改正は、「社会全体で、子どもたちを良くない関わり方から守って、みんなの権利を大切に、元気に成長できるように支えていこう。」という、強い気持ちの表れです。学校での大きないじめの問題についても、みなさんの権利がしっかりと大切に守られるように、去年に国のガイドライン（対応のしかたを示したもの）が新しくなりました。

こうした国全体の動きは、多治見市が20年間ずっと大切にしてきた「子どもたちの権利を守る」という思いを、さらに後押ししてくれるものであり、私たちの活動がますます重要になっていると感じています。

ところで、みなさん一人ひとりが自分の考えを伝える権利（意見表明権）は、ただ「話してもいいよ」というだけのものではありません。自分にかかわることについて「自分はどうか」を考えて、それを他の人に伝えて、そしてその意見を、みなさんの年齢や成長に合わせて、おとなが真剣に受け止めて考える、という一連の流れも重視されています。この権利がちゃんと守られることで、みなさんは「自分は自分でいいんだ」という気持ち（自己肯定感）を持てたり、社会のことに積極的に関わっていく力をつけたりすることができるのです。

でも、周りの状況や、おとなとの力の違いなどから、なかなか自分の本当の気

持ちや意見を言いにくい、と感じることも少なくないですね。多治見市の条例ができて20年経ち、子どもの権利をめぐる状況は良くなっていますが、まだまだ十分とは言えないこともあります。

だからこそ、私たち「子どもの権利擁護委員」の役割はますます大切になっています。私たちは、みなさんが誰にも言えないような苦しいことや不安なことを、安心して話せる「安全な場所」です。みなさんの小さな声に込められた本当の気持ちを丁寧に聞いて、みなさんの権利が守られるように、時には関係する人たちに働きかけたり、良くないところを直してもらうように調整したり、改善を求めたりします。これこそが、私たちに与えられた大切な役目だと考えています。

多治見市が20年以上育てきた「子どもの権利を守る」という気持ちや、LINE相談のような新しい取り組みは、まさにこうした法律の改正や、社会からの「もっとこうしてほしい」という声に応えるものだったと考えられます。

おとなは、これからも、いじめ、虐待、発達のこと、学校に行きづらいこと、貧困など、みんなやみんなの周りで起きる色々な問題や、様々な悩みに、ちゃんと向き合っていく必要があります。

私たち多治見市子どもの権利擁護委員と相談員は、これからも、みんな一人ひとりが大切にされて、権利が守られて、元気に成長できる社会を実現するために、国の大きな方針も考えながら、子どもたちの権利を大切にする多治見市の一員として、一生懸命力を尽くしていきます。

この活動報告書が、私たちの取り組みを少しでも皆さんに知ってもらい、そして、未来をつくるみんなのために、私たちおとなと一緒に何ができるのかを考えるきっかけになれば、とても嬉しいです。

これからも、皆さんの温かいご理解とご協力を、心からお願いします。

令和7年7月

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 藤田 聖典



目 次

はじめに	多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 藤田 聖典	1
Ⅰ 多治見市子どもの権利擁護委員制度の概要		
1	設立の経緯と目的	4
2	運営体制	5
3	多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ	6
Ⅱ 令和6年度の活動状況について		
1 相談活動状況		
(1)	相談状況の概要	7
(2)	相談の特徴	7
(3)	相談状況の年度別推移	14
(4)	対応	16
2 調整活動		
(1)	関係機関との連携	20
(2)	「令和6年度の調整活動について」	
	多治見市子どもの権利擁護委員 原科 佐登己	21
3	救済の申立ての状況	22
4	研修	23
5 会議		
(1)	子どもの権利擁護委員活動報告会	24
6 広報・啓発活動		
(1)	子どもへの広報・啓発活動	25
(2)	市民（おとな）への広報・啓発活動	29
おわりに	多治見市子どもの権利擁護委員 水野 香代	30
参考資料		
	多治見市子どもの権利に関する条例	32
	多治見市子どもの権利に関する条例施行規則	36
	多治見市子どもの権利擁護委員名簿	40

I 多治見市子どもの権利擁護委員制度の概要

Ⅰ 設立の経緯と目的

多治見市では、平成15年9月、「多治見市子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例の目的は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることです。

多治見市に在住、在学あるいは活動する18歳未満の人（これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人を含む。）を子どもと定義し、その子どもの権利侵害に対して、速やかに適切な救済を図り、回復を支援するための制度として、子どもの権利擁護委員制度を設けました。

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をします。また、必要と認められるときは、自らの判断で、その子どもの救済や回復において調査、調整、勧告、是正要請を行います。

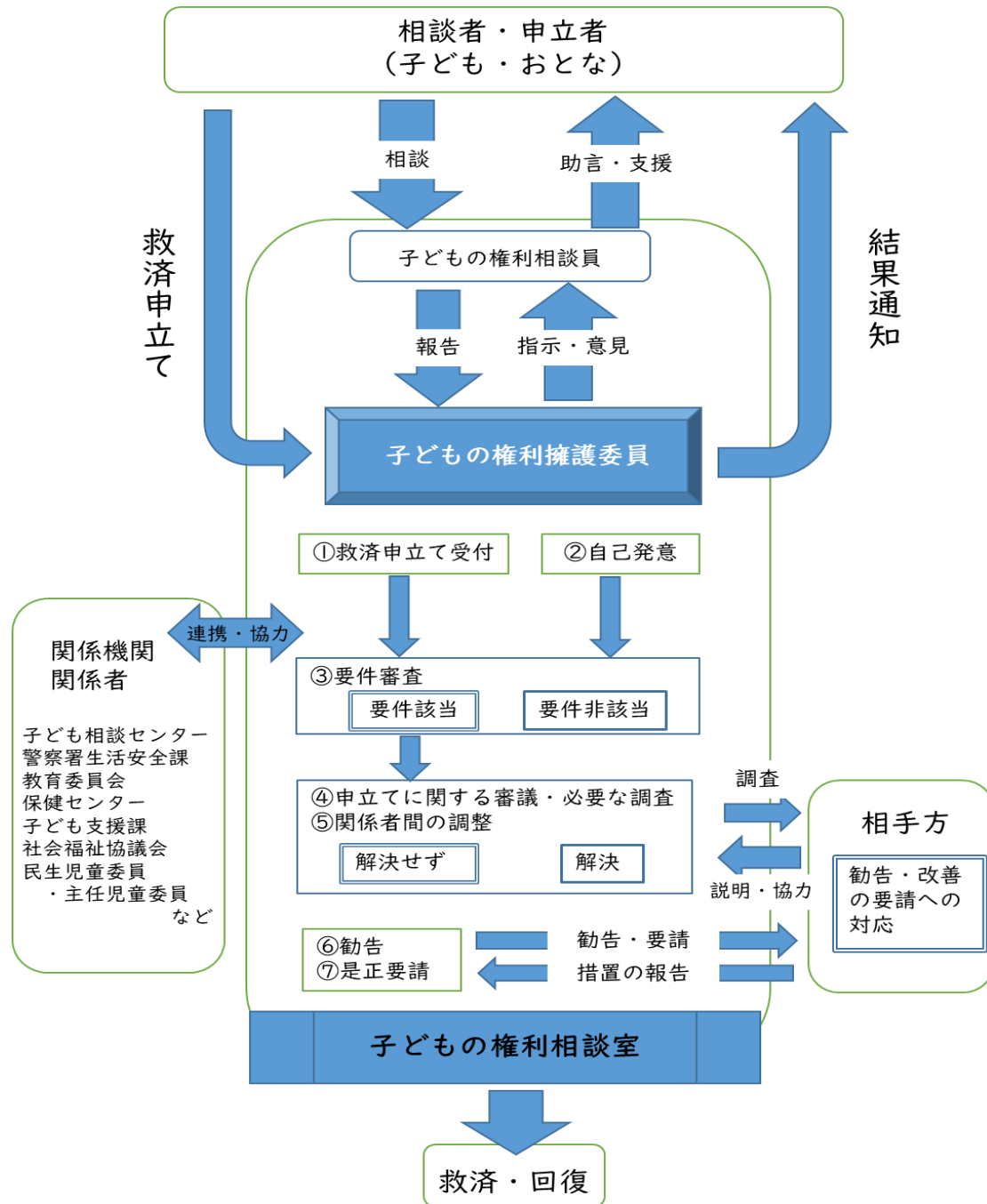
また、子どもの権利擁護委員の活動を補助し、子どもの権利侵害にかかわる相談や救済の申し立てに応じるため、子どもの権利相談員を設け、その活動場所として多治見市子どもの権利相談室を設置し、多くの子ども達や保護者、子どもに関係する人々等からの相談に応じています。

2 運営体制

区 分	摘 要
開設日	平成 16 年 4 月
場所	〒507-0034 多治見市豊岡町 1 丁目 5 5 番地 ヤマカまなびパーク 4 階
組織体制	・子どもの権利擁護委員 3 名 ・子どもの権利相談員 2 名
基本姿勢	・「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。 ・子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済の 基本対応	・子どももしくは子どもに関わる関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（継続した相談、当事者本人による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者を中心とした周囲の環境の調整）を行います。 ・子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ・子どもの権利侵害に関する相談以外も、心身の悩み、交友関係等、子どもが抱える様々な悩みを広く受け付けます。 ・おとなからの相談であっても、子どもの意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ・申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で救済や権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象	・多治見市内に在住・在学・在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます。18・19 歳でも通学、通所している場合は対象になります。
受付時間	・火曜日～金曜日 13:00～19:00 ・土曜日 12:00～18:00
相談方法	・窓口相談 多治見市子どもの権利相談室（たじみ子どもサポート） ・電 話 0120-967-866（フリーダイヤル） ・メール kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp ・LINE ID:@200fkmnq ・手 紙 〒507-0034 多治見市豊岡町 1 丁目 5 5 番地 ヤマカまなびパーク 4 階 多治見市子どもの権利相談室

3 多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ

子ども自身が問題解決する力を引き出すよう助言・支援します



- ① 救済申し立て…「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」など子どもの権利が守られず、つらい・苦しい思いを助けて欲しいと言うこと。
 - ② 自己発意…救済の申し立てがなくても擁護委員が必要だと判断すること。
 - ③ 審査…救済の申し立て内容が審議に該当するかどうか判断すること。
 - ④ 審議…救済申し立て内容の対応を協議する。
調査…関係機関に説明や資料の提出を求め、事実確認をする。
 - ⑤ 調整…申立人とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入る。
 - ⑥ 勧告…市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの。
 - ⑦ 是正要請…市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの。
- *擁護委員は、必要に応じ、勧告、是正要請、措置の報告を公表することができます。

Ⅱ 令和6年(2024)度の活動状況について

Ⅰ 相談活動状況

(1) 令和6年(2024)度 相談状況の概要

令和6年(2024)度に受け付けた新規相談件数※¹は20件で、これに前年度から継続している33件を合わせて、全相談件数は53件でした。相談回数については、新規相談(20件)への対応が88回、これに、前年度からの継続相談(33件)への対応308回を合わせて、396回となりました。相談の延長として、子どもの権利擁護委員が相談者と子どもに関わる関係者との間に入った調整活動は1件ありました。

【表1 令和6年度 相談状況の概要】

				相 談 内 容											相 談 方 法				
				いじめ	虐待	不登校	交友関係	教職員の対応	学校施設等の対応	心身の悩み	進路・学習	家庭・家族の悩み	子育て	その他・対象外	面接	電話	メール	手紙	LINE
件数	53	新規	20	6	1	3	3	2	0	4	0	1	0	0					
		継続	33	2	0	3	5	1	0	9	7	3	1	2	19	15	3	4	12
		計		8	1	6	8	3	0	13	7	4	1	2					
延べ回数	396	新規	88	19	2	17	16	6	0	27	0	1	0	0					
		継続	308	2	0	201	10	3	0	20	27	3	1	41	114	104	132	7	39
		計		21	2	218	26	9	0	47	27	4	1	41					

(2) 令和6(2024)年度 相談の特徴

① 相談対象者※²の内訳

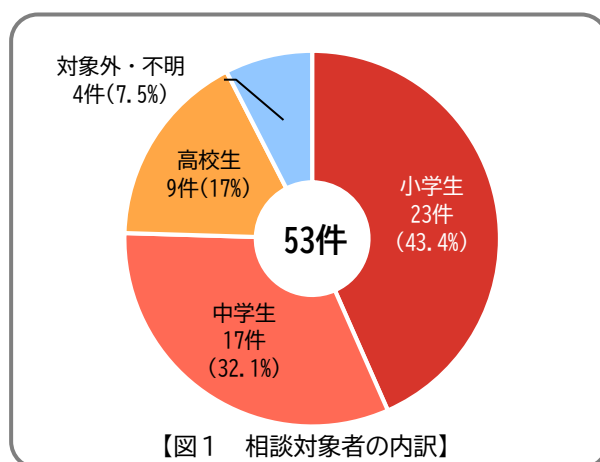
相談の対象となった子どもの内訳を学齢ごとの件数で示しました。

最も多かったのは小学生で23件(43.4%)、二番目が中学生の17件(32.1%)、三番目が高校生の9件(17%)でした。

「対象外・不明」は対象年齢外と匿名相談または学齢が確認出来なかったケース。

※¹ 相談件数：1つの相談ケースについて、初回から終結までを「1件」としています。

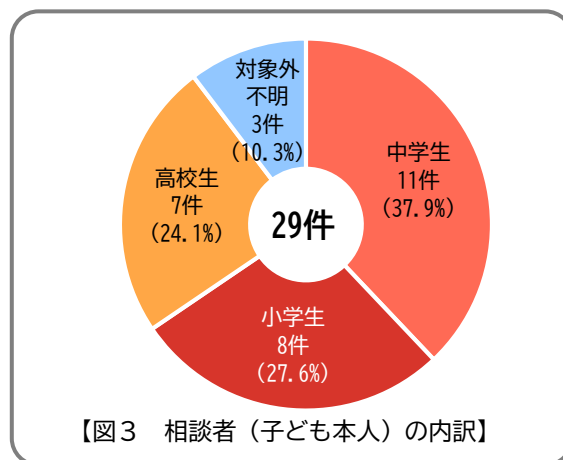
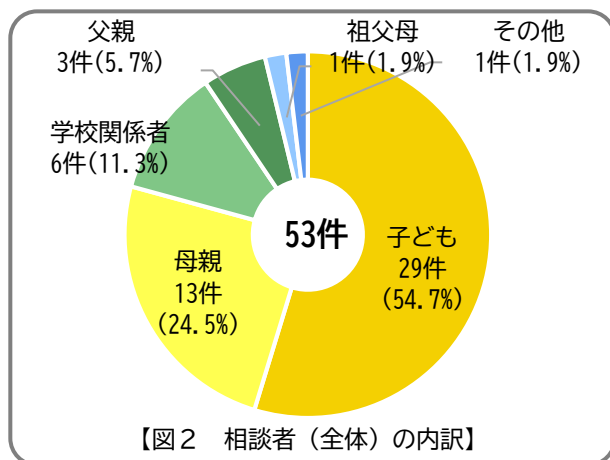
※² 相談対象者：相談の対象となっている子どもを指します。母親から中学生に関する相談があった場合には、「相談対象者」が中学生になり、「相談者」が母親になります。



【図1 相談対象者の内訳】

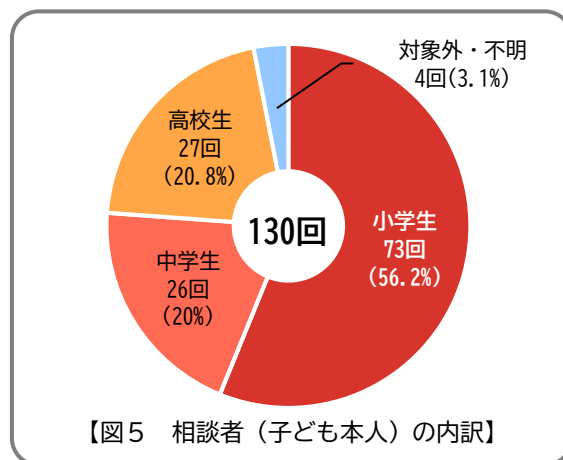
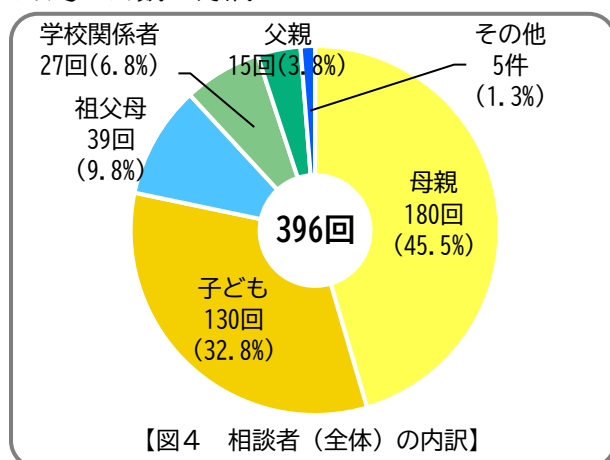
② 相談者の内訳

ア. 初回の内訳



相談者とは、相談してきた人のことを指します。初回相談では、子ども本人からの相談が多く、全体の54.7%です。次に多いのが母親です。本人と母親と合わせると、全体の79.2%を占めます。（図2）また、相談者が子ども本人の場合は、中学生37.9%、小学生27.6%、高校生24.1%と、多様な年代の子どもたちが「たじみ子どもサポート」に相談してくれていることがわかります。（図3）

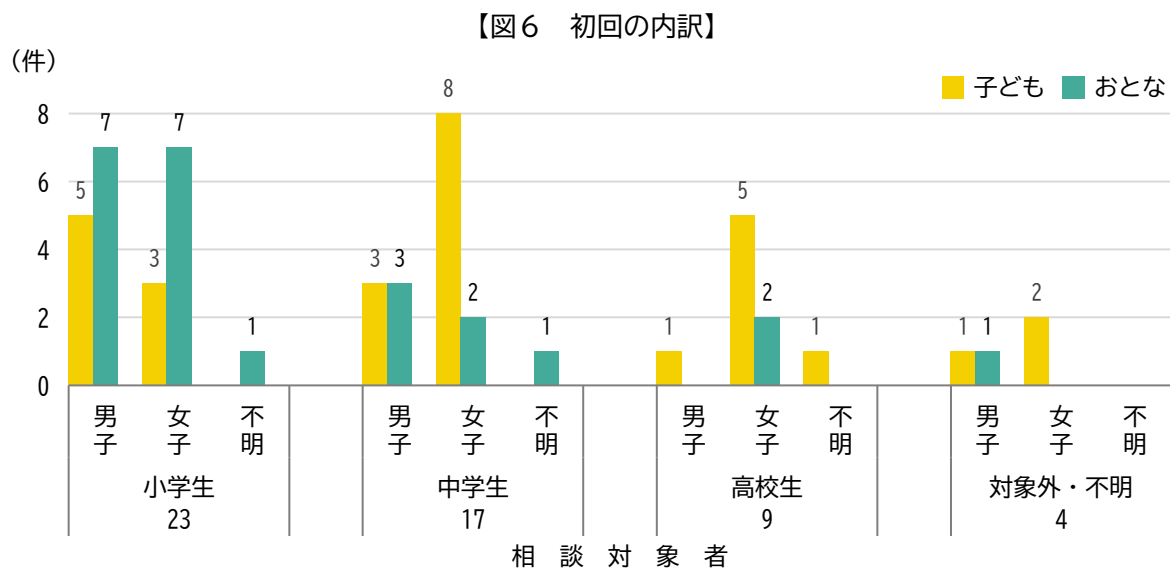
イ. 延べ回数の内訳



「たじみ子どもサポート」が相談者や関係機関等に対して行った対応の延べ回数の内訳（図4）では、母親と子ども本人と合わせると、全体の78.3%と初回時と近い割合を占めています。学校関係者とは、本人の承諾を得て学校と連携を取った回数になります。令和6（2024）年度は前年度と比較して、2.3倍増となりました。その中には、定期的に担任の先生と情報共有をしたケースもありました。子ども本人の内訳では、小学生が最も多くなっていますが、相談室を居場所として複数回利用してくれる子どももいるためです。（図5）

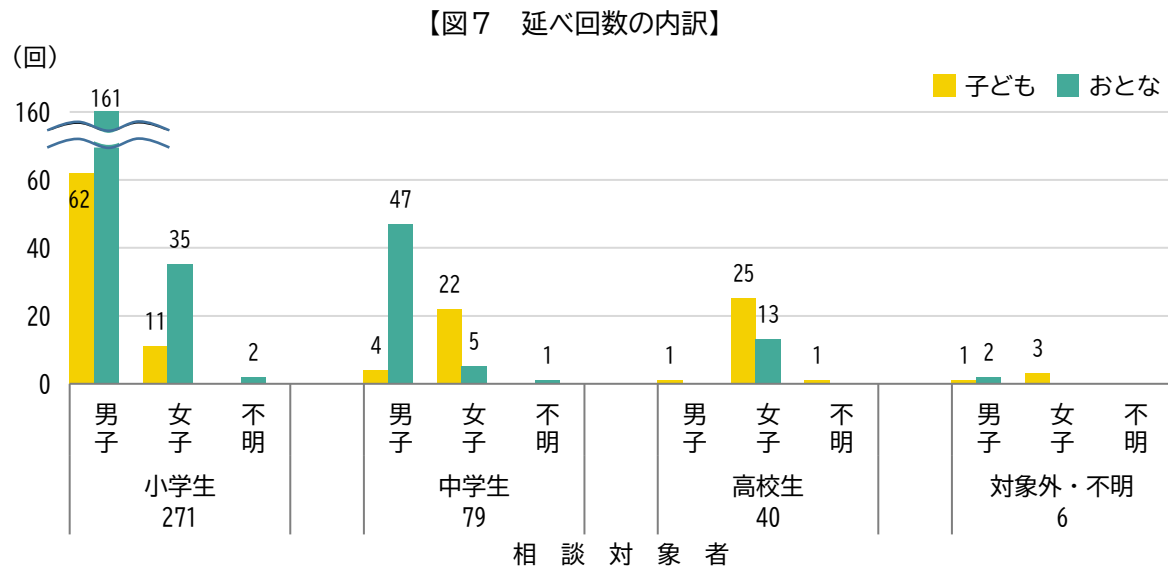
③ 相談対象者の学齢と相談者の内訳

ア. 初回の内訳



最も多かったのは中学生女子が自ら相談してきた8件。次いで、小学生男女を対象としたおとなからの相談がそれぞれ7件となりました。

イ. 延べ回数の内訳

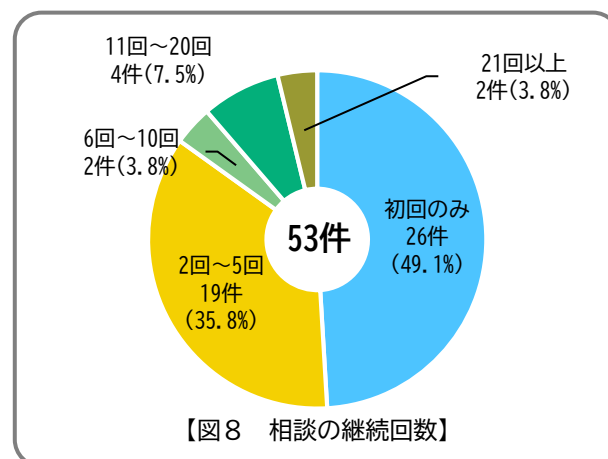


小学生男子を対象とした相談回数が、子ども、おとなから共に最も多くなっています。全体的に、小学生を対象とした相談にはおとなが多く関わり、中学生以上は男子より女子において自ら相談してくる傾向が認められました。

④ 相談の継続回数

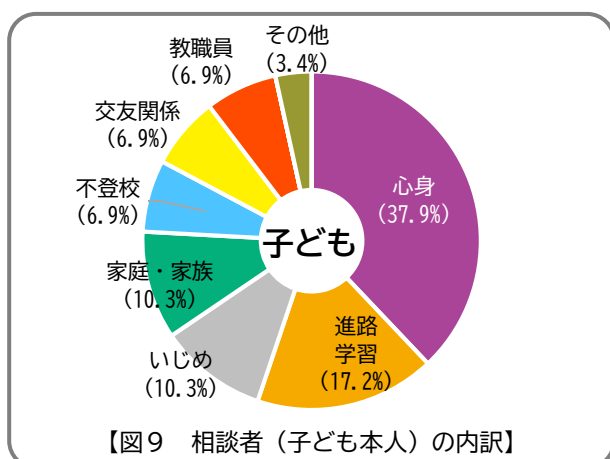
令和 6（2024）年度中に開始した相談について、令和 7（2025）年 3 月 31 日までに初回を含めて相談が継続した回数を示しました。

期間中、初回のみで終了した件数は 26 件（49.1％）で、残りの 27 件（50.9％）は継続的に相談、調整を行ったことが分かります。



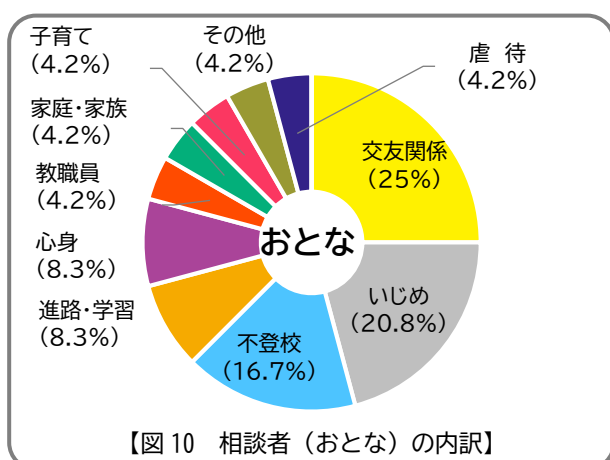
⑤ 相談内容

「たじみ子どもサポート」では主訴を「いじめ」「虐待」「不登校」など 12 項目に分類しています。相談者が子どもの場合とおとなの場合とに分けて、相談内容を示しました。



ア. 相談者が子どもの内訳

子ども本人からは「心身の悩み」に関する相談が 37.9％と最も多くなりました。これは例年と同様の傾向です。心身の悩みの内容は「自己肯定感の低さへの悩み」「存在価値の否定」「希死念慮」「自傷行為」等で、周りのひとに話せないような悩みが多く寄せられました。



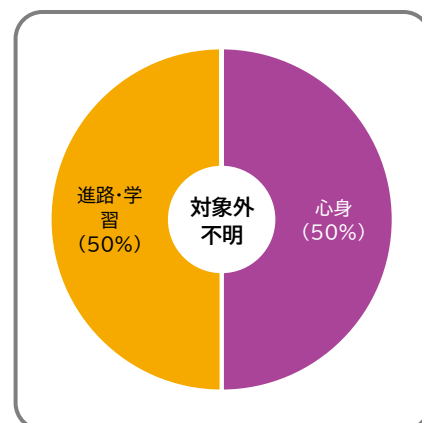
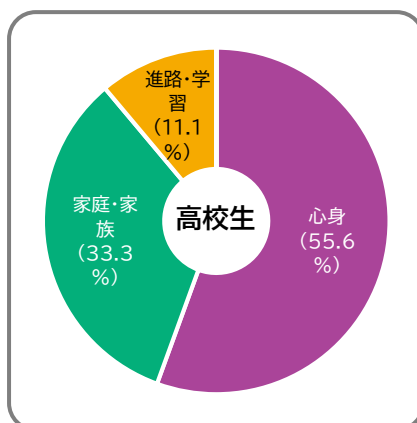
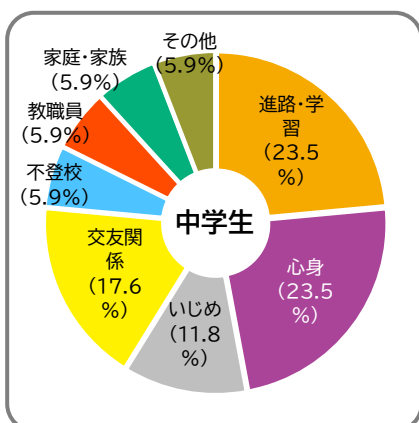
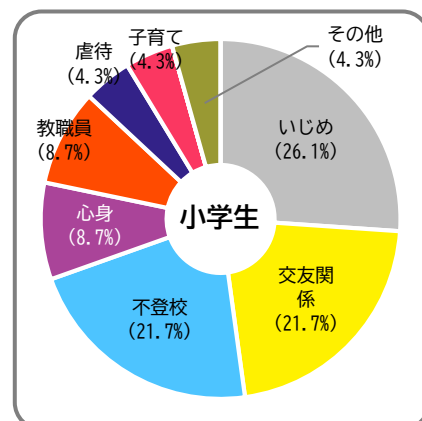
イ. 相談者がおとなの内訳

おとなからの相談内容は「交友関係」「いじめ」「不登校」等、学校生活に関する相談の割合が多くを占め、子どもの人間関係に苦慮する保護者の姿が見られました。

⑥ 学齢ごとの相談内容

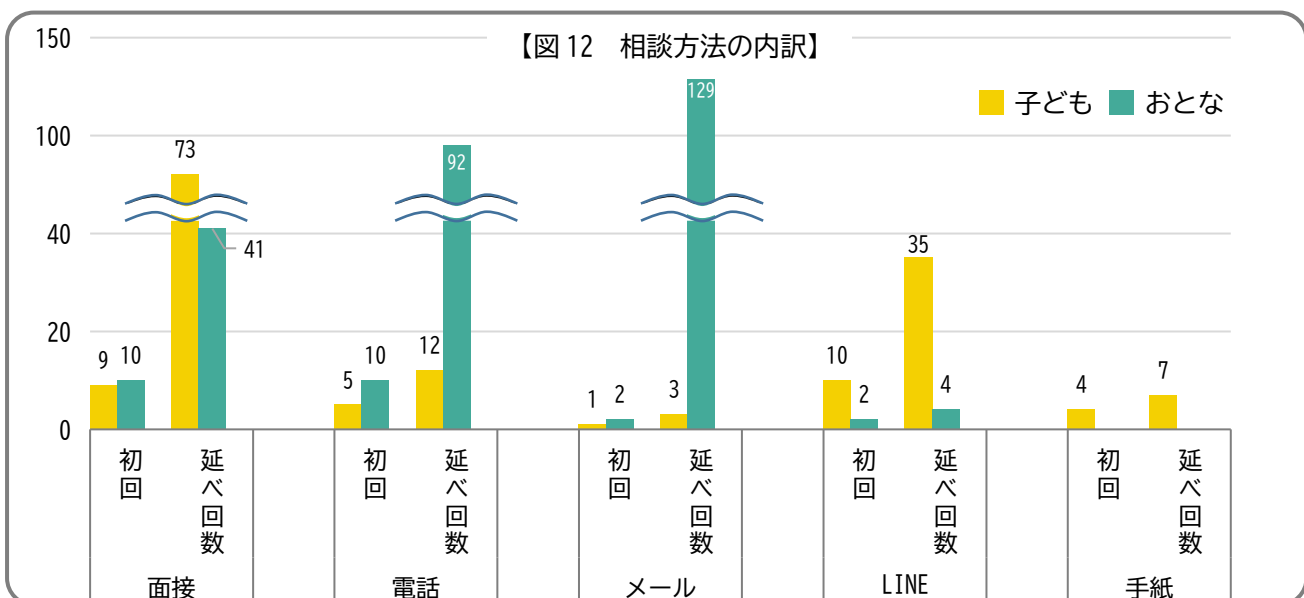
小学生、中学生では、「いじめ」「交友関係」「不登校」と子ども自身が学校で直面する相談とおとなからの相談も多く寄せられたため、相談内容は多種に渡りました。

グラフの紫色は「心身の悩み」になります。年齢が上がると共に、その割合が増えていくのが分かります。中には、「小学生の頃から悩んでいて、何年か経ってやっと話せた」というケースもありました。



⑦ 相談方法（初回と延べ回数）

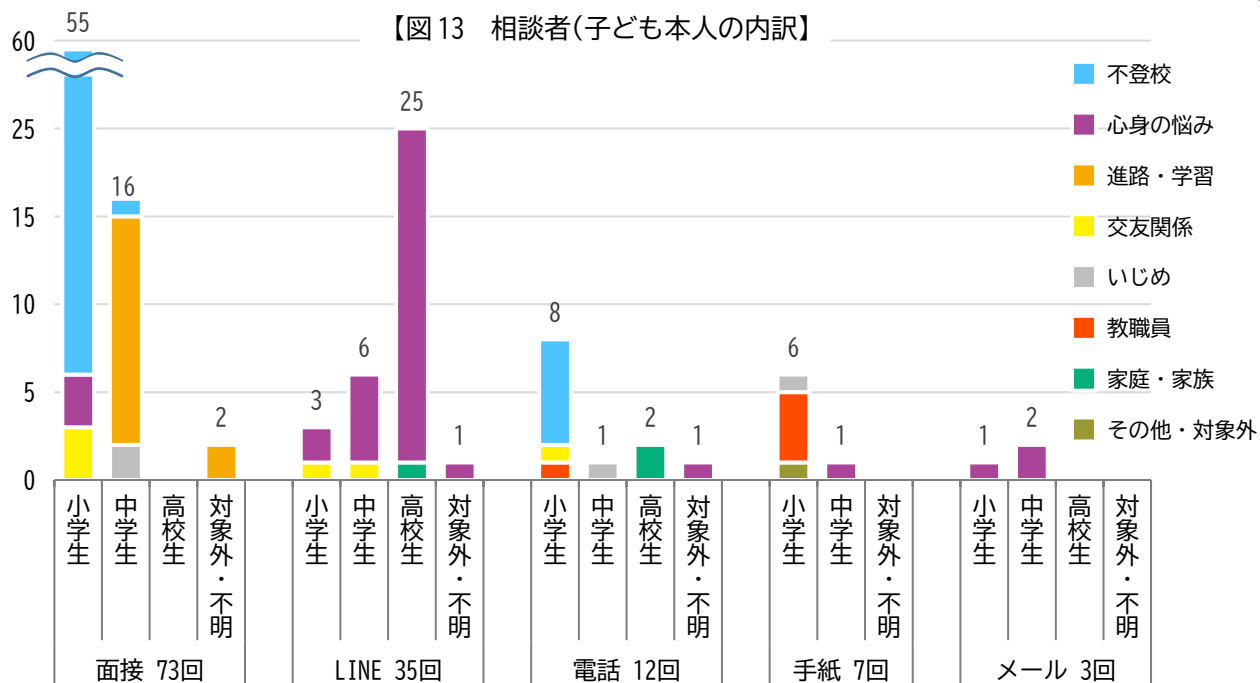
「たじみ子どもサポート」への相談方法の内訳を示しました。初回の子どもの相談では、面接とLINEが同程度であったのが、延べ回数をみると、面接がLINEの約2倍となっています。面接で回数が伸びるのは昨年度からの傾向で、令和6年度も直接会って話したい子どもが多い一年となりました。「たじみ子どもサポート」の場所は駅からも近く、図書館、自習室も併設されていて、子どもたちが抵抗なく来室できる環境も、一因になっているのではないかと思います。



⑧ 相談方法と相談内容

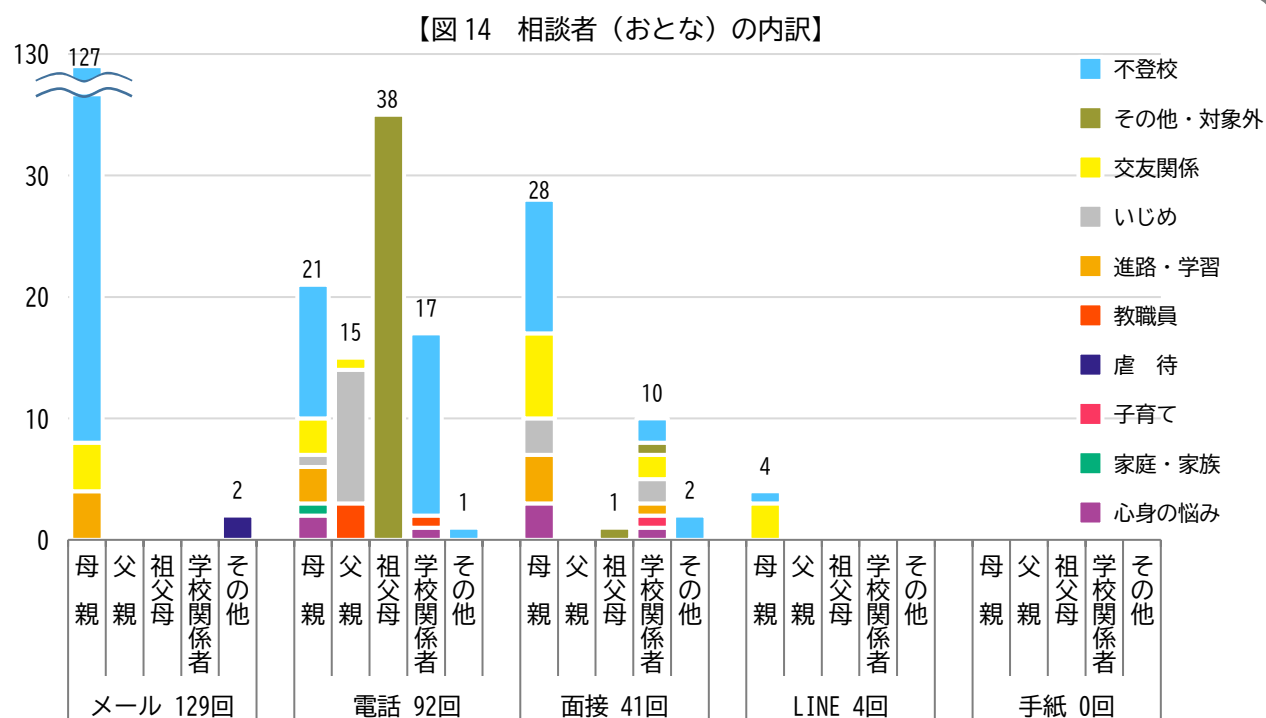
ア.相談者が子ども本人の場合

子ども本人の面接相談では「不登校」「進路・学習」が多くを占め、面と向かって話しづらい「心身の悩み」はLINE やメールといった匿名性の高いツールで相談が寄せられました。



イ.相談者がおとなの場合

メールを利用した相談は母親からのものが多く、中でも「不登校」に関する相談が最も多くなりました。電話はどの相談者にも利用され、「いじめ」を心配する父親や孫を気に掛ける祖父母からの相談もありました。

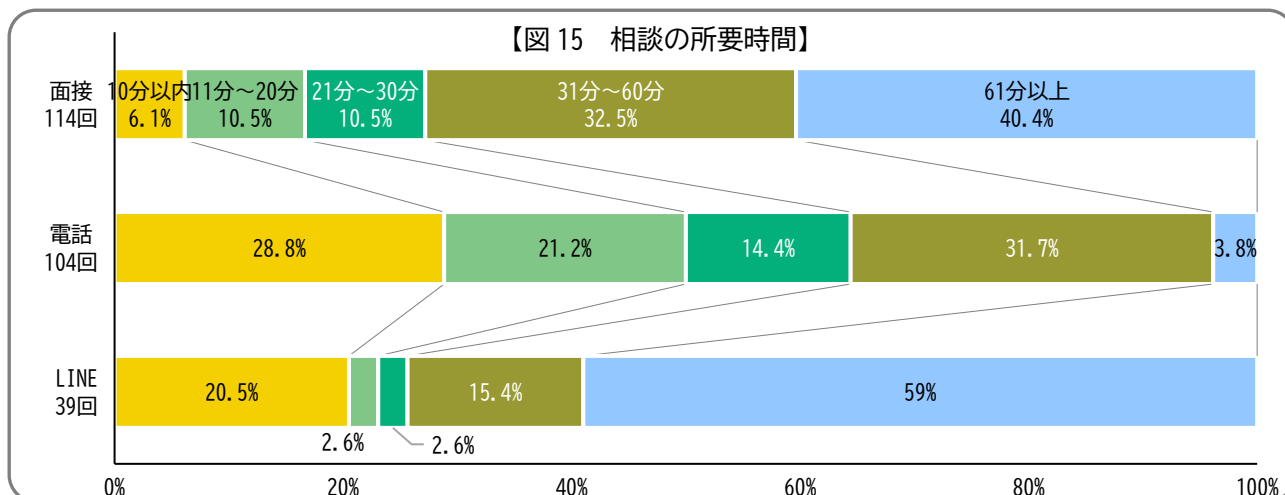


⑨ 相談の所要時間（延べ回数）

相談方法ごとの所要時間の割合を示しました。

LINE 相談は比較的長時間に渡ることが分かります。メッセージのやり取りに時間を要するため得られる情報は少ないのですが、相談者にとっては繋がっている安心があるのではと考えます。中には5時間ほどオンラインで繋がっていたケースもありました。丁寧に傾聴し寄り添うことで、継続相談に繋がっていききました。

※メール、手紙はそれぞれ10分と30分で統計を取っているため、グラフには表示していません。



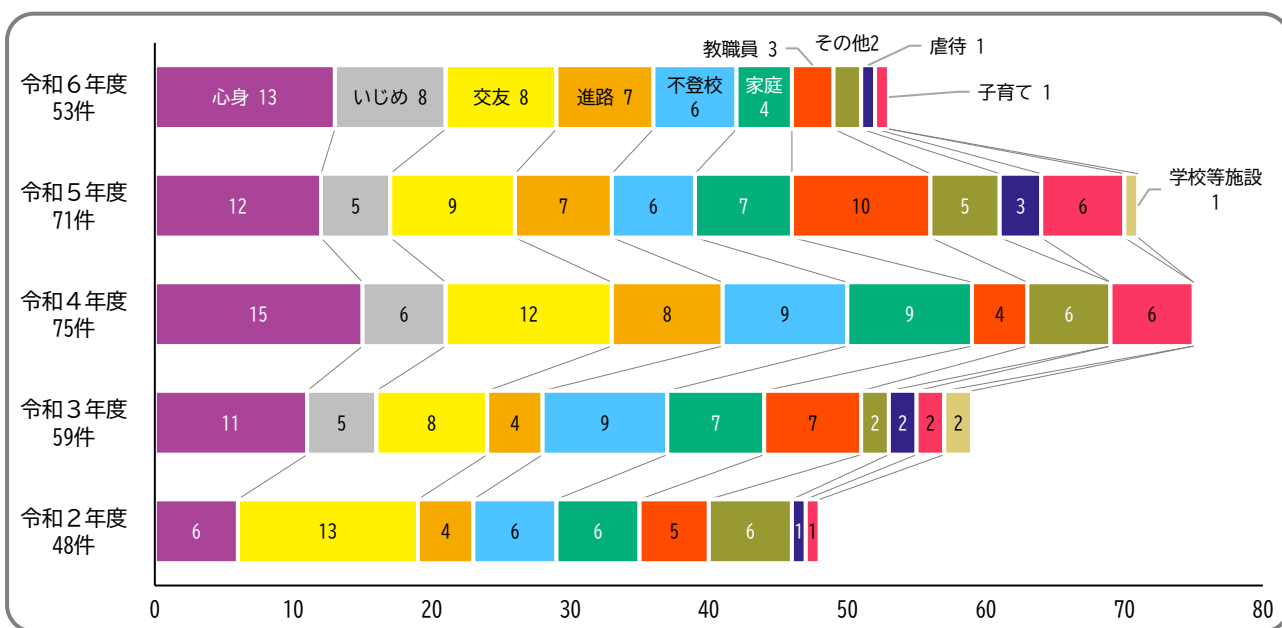
(3) 相談状況の年度別推移

① 全般と相談内容

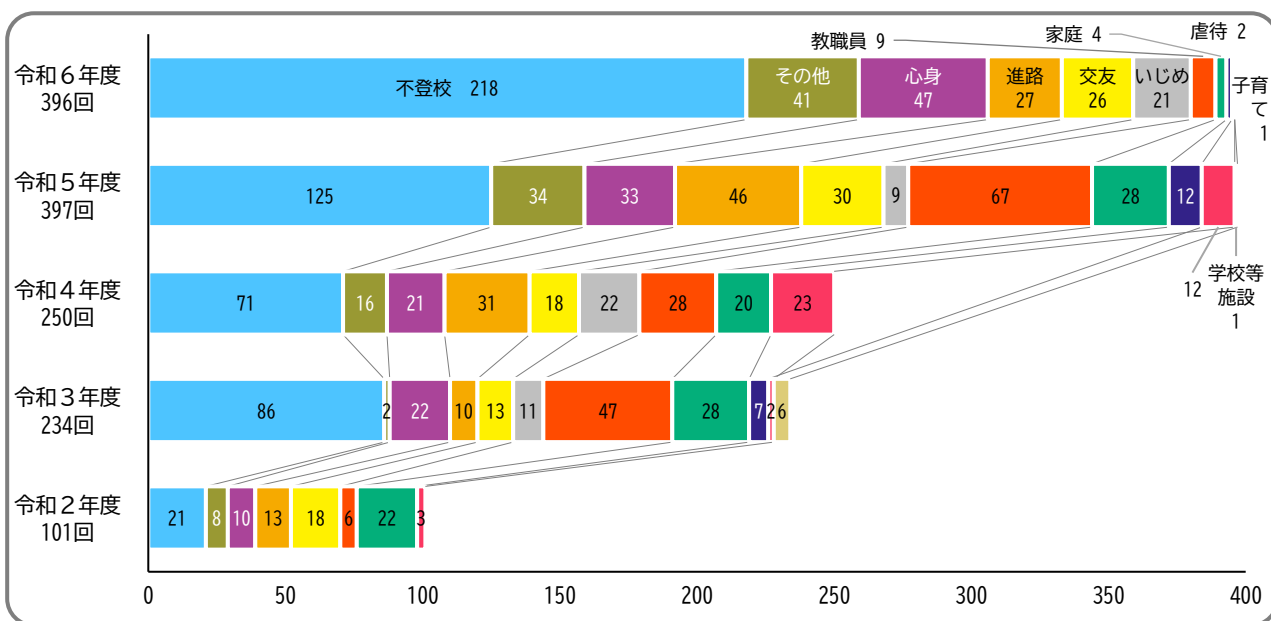
令和6（2024）年度は前年度と比較して、相談件数は減少していますが、相談回数は前年度から横ばいです。つまり、1件あたりの平均対応回数は7.8回と増加しており過去最多になりました。

図17で「不登校」「心身の悩み」の回数が多いことが分かりますが、これらの解決には時間がかかることが読み取れます。

【図16 相談内容からみた相談件数の推移】



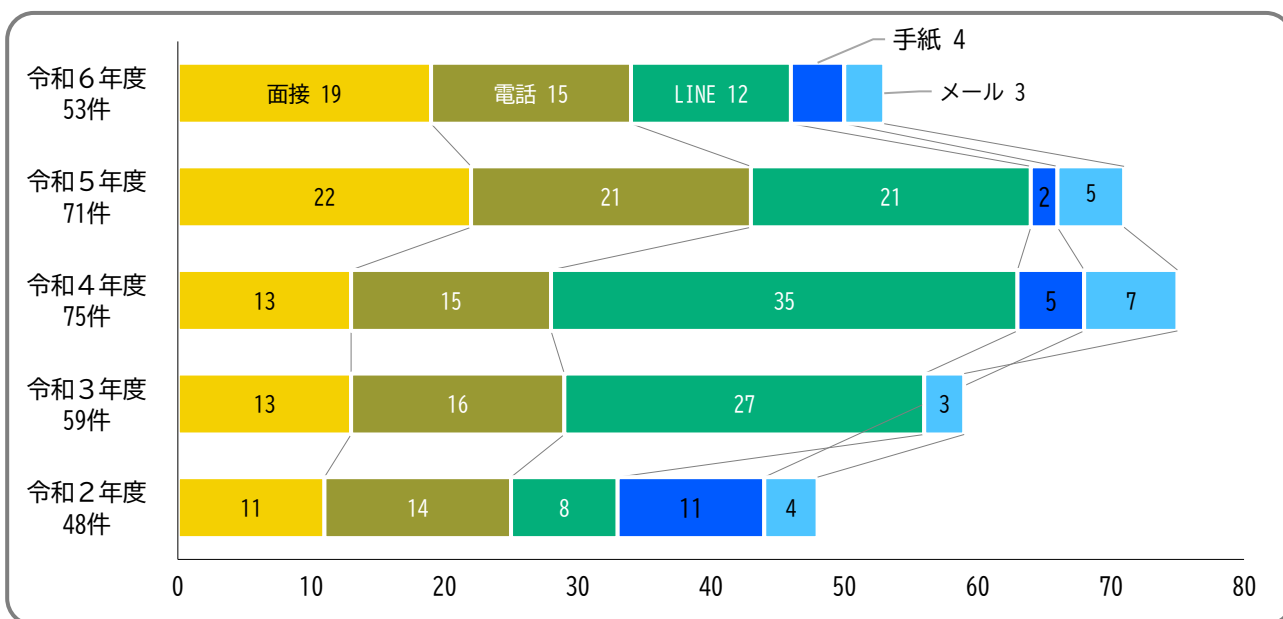
【図17 相談内容からみた相談回数の推移】



② 初回の相談方法

LINE 相談は令和 4（2022）年度をピークに、減少傾向にあります。一因として、LINE 相談重視だった広報用カードのデザインが変更されたこともあるのではと考えられます。令和 4（2022）年度より「ミニ・レター」（※27 ページ参照）を復活させました。期間限定（約半年）ではありますが、主にスマホを持たない低学年の子どもたちから相談が寄せられています。

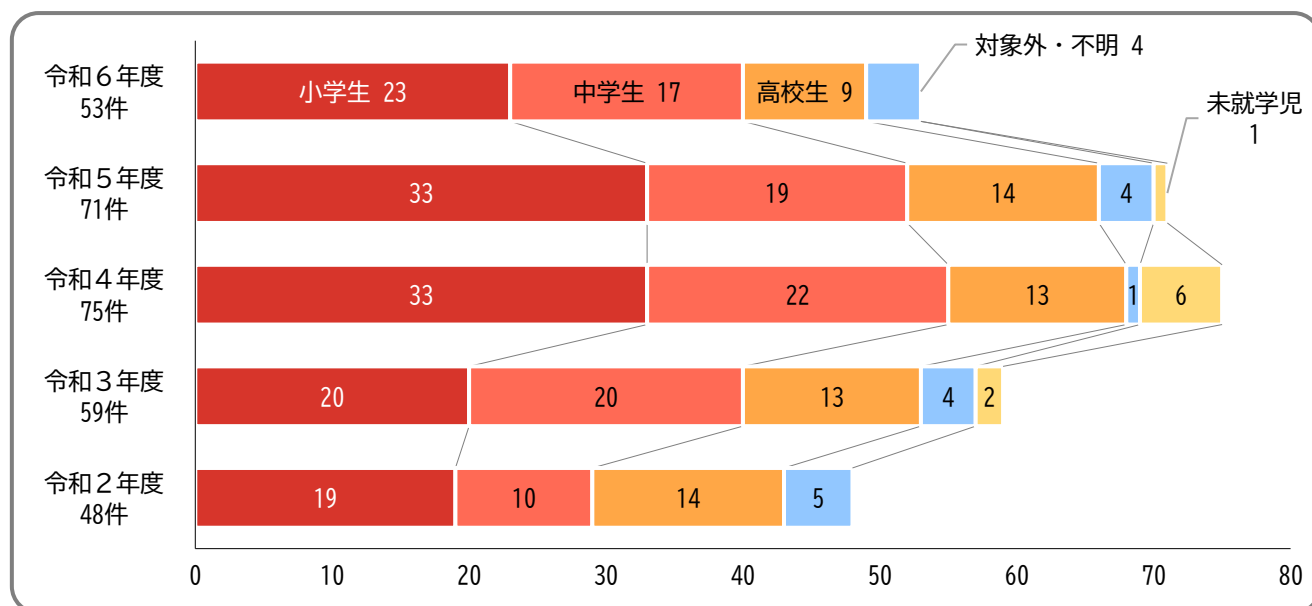
【図 18 初回の相談方法の推移】



③ 相談対象者の推移

学齢による相談対象者の割合は毎年同じような傾向にあり、どの年度も小学生が多く、平均して 41.8% を占めています。

【図 19 相談対象者の推移】



(4) 対応

①学齢別相談内容

学齢別の主な相談内容（主訴）を下の表に記しました。

中高生にみられる「死んでしまいたいほど辛い」というものは、主に LINE を使って相談が入ります。実際に口に出すこともしんどい状況なのだろうと思われます。相談することで少しでも気持ちが楽になってくれることを願いながら、丁寧に対応をしています。

保護者からの相談は年齢が上がるごとに件数自体は減っていくのが分かります。

学齢	相談者	主訴
小学生	子ども	・母親との関係で悩んでいる。 ・自分の気持ちがわからない。 ・友だちがウザイ。 ・クラスの子に悪口を言われたり蹴られたりする。 ・先生から嫌なことをされて傷ついた。 ・細かいことが気にかかってしまう。 ・先生の大きな声が怖い。 ・飼っていたペットの死について。
	保護者	・子どもが友達から暴力を受けている。 ・学校のいじめ対応に納得がいけない。 ・子どもが性被害にあっている。 ・不登校の子どもについて話が聴きたい。 ・子どもの交友関係について悩んでいる。 ・学校との連絡の取り方について知りたい。 ・父親と子育てについて方向性が違う。
中学生	子ども	・いじめが原因で学校に行けなくなった。 ・ちょっと寄ってみた。 ・死んでしまいたい。 ・犬を飼うことについて知りたい。 ・生きている理由がわからない。 ・嫌がらせをやめてもらいたい。 ・人生をもっとよくしたい。
	保護者	・父親の暴言に悩んでいる。 ・学校でのトラブルについて先生の対応が気に入らない。 ・子どもの問題行動をやめさせたい。 ・子どもの所属するクラブチーム内のトラブルについて。
高校生	子ども	・学校に行きたくない。 ・甘えていることを許してほしい。 ・自分のことが嫌いだ。 ・両親が不仲で離婚しそうだが、離婚してほしくない。 ・卒業後の進路について。 ・精神的にしんどい。
	保護者	・高校受験について知りたい。

②事例と対応

②-1 LINE 相談のようす

LINE 相談は、相談員がパソコンで対応しています。相談員1名（パソコン1台）に対し1件のLINE相談を受けることができます。

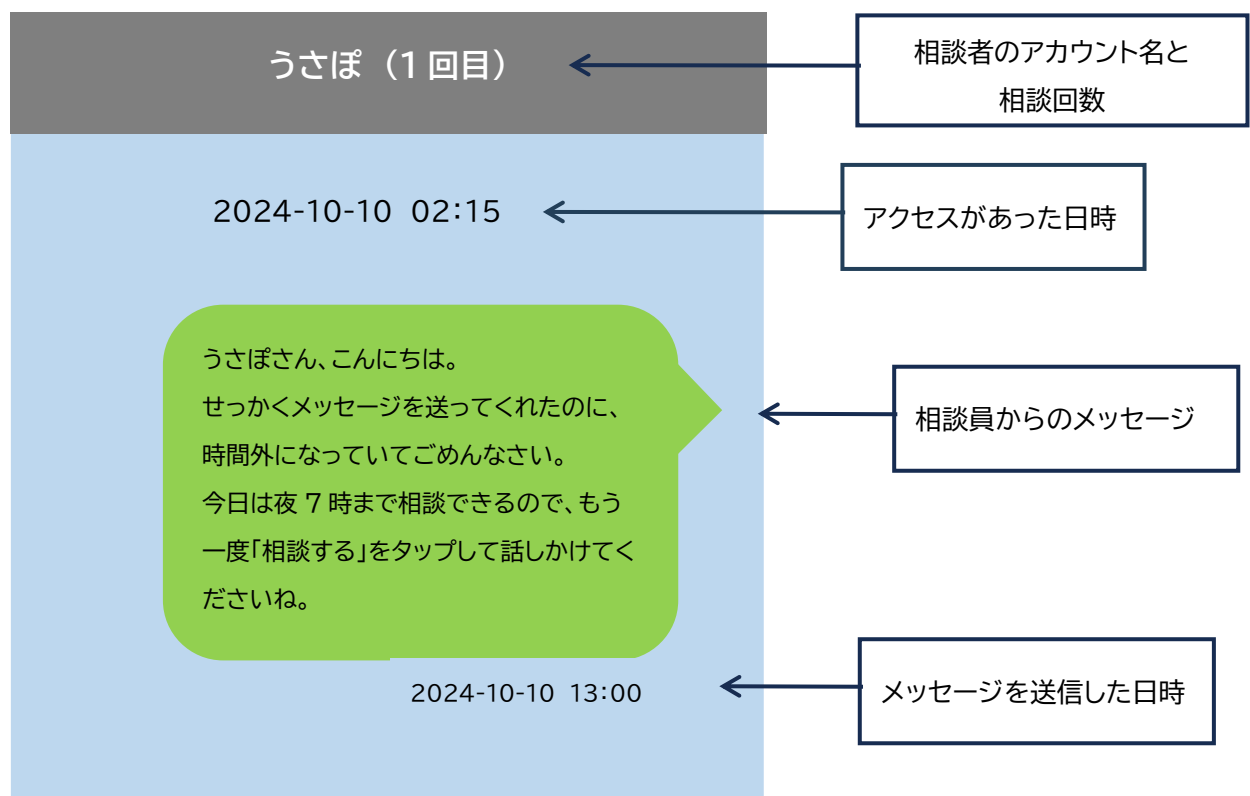
対面や電話では言葉に出して相談しづらい内容でも、LINE でなら気持ちを吐き出しやすいようです。

システムの都合上、時間外などの相談員がメッセージを確認できない状況で受け取った場合にも、「既読」が表示されてしまうなど、普段子どもたちが利用している「LINE」とは異なる機能があります。利用案内には相談員が読んでいなくても「既読」が付くことを記していますが、利用案内や規約などをしっかり読む子どもは（おとなも）少ないと思われるため、「既読になっているのにどうして返事をくれないのだろう」と不安になっている相談者がいるのではないかとすることは気がかりです。

時間外にアクセスしてくれた子どものほとんどは、時間外だとわかると何もメッセージを残さずに終わってしまう場合がほとんどですが、相談内容を長文で残してきてくれる子どももいます。（相談室の開室後に返信します）

以下は、時間外にアクセスがあり、何もメッセージが残っていない場合のLINE相談の画面イメージです。

【図20】



②-2 事例紹介

※プライバシー保護のため複数の事例を組み合わせてあります。

【種別】 心身の悩み
【相談者】 Aさん（中学生）
【相談方法】 LINE
【相談に至るまで】 深夜にAさんからLINE相談にアクセスがありました。メッセージは何も残されておらず、把握できることはアカウント名のみでした。相談員は、翌開室日にAさんへ相談を促すメッセージを送りましたが、Aさんからは何も返信がありませんでした。（図20）そのようなやり取りを何回か繰り返した後、初めてAさんから長いメッセージが送られてきました。
【相談内容】 ・記憶がある幼少の頃から「生きるのが辛い」と感じていた。なぜそう思うのかと聞かれるけど、自分では分からない。小学生の時から常に不安や恐怖を感じていた。 ・友だちはいる。勉強もできる。でも、教室に入るのが怖い。「学校に行かなければ」と思うと嘔吐の症状や、涙が出てくる。無理やり学校へ行っても教室に入れず、保健室や相談室で過ごす毎日。 ・母親は、常日頃から「勉強、学校生活を頑張るように」とロウるさく、厳しい態度で接してくる。「学校へ行きたくない。」とは、とても言えなかった。 ・母親は仕事で、Aさんより早く家を出て、遅く帰ってくる。そのような環境なので、無断で学校を休むことは容易かったが、直に学校から連絡が入り、母親にばれてしまった。 ・担任の先生からは「家でゆっくり休むよう。」言われたが、母親は納得していない。「学校へ行くのが普通だ」と叱責された。 ・平日の昼間は家に誰も居ない。居場所があるはずなのに、私には自宅にも学校にも居場所がないと感じるようになった。それ以来、「死にたい」とこれまで以上に思うようになった。私はこのままでいいのだろうか。
【対応】
・Aさんからの最初のメッセージは2000字程あり、幼少の頃からの辛い経験がびっしりと書いてありました。内容をより理解するため、「ゆっくり読むから、ちょっと待っていてね。」と伝え、相談を開始しました。 ・まずは、相談してくれたことにお礼を伝えて、Aさんの辛い気持ちに寄り添いつつ、周りのおとなを確認していきしました。母親はAさんに過剰に厳しく接しているようで、会話もあまりなく、父親はAさんに関心がないようでした。 ・上記は初回の内容ですが、令和6年度中、Aさんと20回ほどやり取りをした中には、自傷行為直後に繋がったケースもありました。Aさんの家族はAさんの自傷行為を知らないか、知っていても見て見ぬふりをしているとの事でした。Aさんは「自分からは話しづらいが、家族に気が付いてほしい」という思いを持っていたので、Aさんと相談して、Aさんが信頼できる保健室の先生からAさん家族に伝えてもらい、その後、家族に付き添われ医療機関に受診することができました。

【その後】

・ Aさんから、通院治療から入院になるとメッセージが届きました。「初めての入院に対して不安だ」というAさんに、「初めてのことや知らないことは、不安に感じたり怖いと思うよね。気になることを書きだしてみて、病院の先生に聞いて納得してから、入院したらどうかな。」と伝えました。Aさんからは「ありがとうございます。聞いてみます。退院したら、また連絡します。」と返信がありました。

2 調整活動

(1) 関係機関との連携

調整活動とは、相談者とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解が得られ、解決に向かうよう間に入ることを指します。相談者の承諾を得たのち、外部機関と連携することにより解決に向かったケースもあります。

下記の表は、本年度の連携・調整案件とその回数、連携した外部機関についても示したものです。

【表2 相談内容の調整・連携先と件数・回数】

調整先 または連携先 相談内容 (件数)	学校		市行政機関			県行政 機関	合計 (回)
	小学校	中学校	子ども 支援課	SSW (※1)	市行政 機関	県行政 機関	
進路学習 (1)		1					1
不登校 (1)	13		1	3	3		20
交友関係 (2)	2						2
教職員の対応 (1)	1						1
いじめ (2)	2						2
心身の悩み (1)				2			2
子育て (1)	1						1
その他 (1)	1	1					2
合計 (回)	20	2	1	5	3	0	31

※昨年度 20 回

※1: スクールソーシャルワーカー

(2)「令和6年度の調整活動について」

多治見市子どもの権利擁護委員
原科 佐登己
(元学校長)



報道された記事から引用させていただくと、不登校児童生徒の数はざっと 34 万人、いじめの件数 73 万件、児童虐待の件数はざっと 22 万件と文科省発表や厚生労働省から報告されています。

こうした数値を見ると、児童生徒を取り巻く状況は大変な厳しさをうかがわせ心をいためるとともに、本相談室が少しでも児童生徒の望ましい人間関係の構築や明るさや元気さの向上に寄与できればと強く願うものです。

新型コロナ禍が緩和され、通常の学校生活が再開された令和3年頃より相談数が増加し、その後横這いのまま令和6年度を迎えています。不登校に関することやいじめに関する事、そして教職員の対応に関するなどの相談が顕著になってきました。

これらの相談に対して、相談員が相談者の目線で話を丁寧に聴き、相談者に寄り添った善後策などの対応を示唆しています。

その対応で問題解決に至ることが多々ありますが、それだけでは解決に至らない時には、関連の機関（園児・児童・生徒が在籍する園や学校を含めて）に相談者の了解を得て情報提供をして共通理解を深め解決を図り、子どもの権利の侵害や相談者の心配事の解消に努めています。

このように他の機関と連携することを、調整活動と位置づけています。

令和6年度はこの件数が、前記表にありますように31件でした。

この中で、該当児童に関わっている機関が集まって対応の状況などを交流する会議に、子どもの権利擁護委員が1回出席しました。どの機関も該当児童に寄り添った対応をしている状況がわかり、共通理解を深めることができました。

また、本市の「子どもの権利に関する条例」では、必要に応じて子どもの権利侵害の救済に向けて「調査、調整、勧告、是正要請」をすることを子どもの権利擁護委員の職務としています。

令和6年度には、条例にある調査、勧告、是正要請といった案件はありませんでした。過去の状況を次の頁にて掲載いたします。

3 救済の申立ての状況

令和6年度の救済申立てはありませんでした。過去の状況は以下のとおりです。

救済申立て案件一覧（平成16年4月～令和7年3月）

	案件番号	申立て事項・情報	条例上の対処等
1	平成18年1号	市のアレルギー給食対応の見直しについて	4月 調査 2月 市へ要望書
2	平成20年1号	園児虐待一時保護・子ども関係機関への不信について	4月 調査
3	平成20年2号	園児いじめによるケガの園対応について	2月～ 調査 5月 是正要請 ^{*1} 7月 調整
4	平成21年1号	担任のクラスへの暴言について	6月 調査
5	平成21年2号	学童指導員の暴言について	10月 調査 11月 勧告 ^{*2}
6	平成21年3号	園でのケガ・後遺症について	3月 調査 3月 是正要請 ^{*1} 3月 調整
7	平成23年1号	通学途中のケガについて	6月 調査
8	平成24年1号	虐待通報対応時の子ども関係機関の動きについて	12月 調査
9	平成24年2号	生徒指導中の自傷行為について	3月～ 調査 4月～ 調整 8月 勧告 ^{*2}
10	平成24年3号	学校外の金銭トラブルについて	3月 調査
11	平成25年1号	学校外のトラブル解決について	5月 調査
12	平成25年2号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
13	平成25年3号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
14	平成25年4号	不登校・学校対応について	10月～ 調査
15	平成25年5号	園児への担任の暴言について	3月 取り下げ 相談
16	平成27年1号	学校屋外施設における事故について	9月～ 調査 6月 勧告 ^{*2}
17	平成27年2号	担任の暴力について	10月 取り下げ 調整
18	平成27年3号	虐待による転校について	1月 取り下げ 関係機関連携
19	平成29年1号	学童保育所の対応について	4月～ 調査 5月 調整

注) *1 「是正要請」とは、市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの

*2 「勧告」とは、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの

4 研修

相談員の資質向上を図ることを目的として、年間を通して様々な研修会等に参加し、研鑽を積んでいます。以下は、本年度の研修内容です。

月 日	研修会等名称とテーマ		講師等
8月2日	子どもの権利セミナー	「笑って考えよう!子どもの権利」落語 &講演会	切磋亭琢磨氏
11月21日	犯罪被害者等支援講演会	「最愛の娘を奪われて」	小谷真樹氏
1月18日	子育て・教育のつどい 全体会・講演	「体験学習中心の小中学校の実際」 ～きのくに子どもの村学園の歩みと今日～	堀真一郎氏
2月7日	たじみ放デイネット講演会	登校しぶり・お金との付き合い方のもやもや解消	関正樹氏
2月22日 23日 24日	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋	シンポジウム・全体会 分科会 「子どもの相談・救済に関する関係者会議」(非公開)	



5 会議

(1) 多治見市子どもの権利セミナー

多治見市子どもの権利に関する条例第 18 条に基づき、「令和 5 年度子どもの権利擁護委員活動報告会」を次のとおり開催しました。

日時：令和 6 年 8 月 2 日（金） 13：30～15：30

場所：産業文化センター 大ホール

① 令和 5 年度多治見市子どもの権利擁護委員活動報告会

令和 5 年度の活動について報告しました。

令和 5 年度代表擁護委員 藤田 聖典

擁護委員 原科 佐登己 水野 香代



② 基調講演

「笑って考えよう！子どもの権利」落語&講演会

講師：切磋亭琢磨 氏



6 広報・啓発活動

多治見市子どもの権利相談室では、広く市民のみなさんや市内の学校や施設に在籍している子ども達に、本相談室の存在と役割について理解していただき、積極的に活用していただくために、下記の活動を行いました。

(1) 子どもへの広報・啓発活動

項 目	実施時期	対 象 等
カード、リーフレット、ポスターの配布	6～7月 12～1月	市内の小中高等学校 幼稚園、保育園ほか子ども施設
「子どもサポート通信」の配布	6月	市内の小中学校
カード、ミニ・レターの配布	12月	市内の小中学校

子どものための相談室
多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート
 友だちのこと、学校のこと
 自分のこと、家族のことなど
 どんなことでも相談してね!

火曜～金曜 13:00～19:00 土曜 12:00～18:00
 相談の内容、名前などのひみつは守られるから、安心して話してね 令和5年度版

〒507-0034
 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階

0120-967-866

多治見子どもLINE相談
 ID: @200fkmnq

kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

保護者の方も相談できます

多治見子どもLINE相談

LINEで相談できます

どんな小さなことでも
 一人で悩まずに気軽に
 相談してください。秘密は守ります

保護者の方も相談できます

多治見市子どもの権利相談室のホームページにQRコードがのっているのでも、そこから友だち登録ができるよ!

友だち登録してね

【相談時間】
 火曜～金曜 13:00～19:00
 土曜 12:00～18:00

電話やメール、来室での相談も受け付けています!

0120-967-866 (携帯からもつながります!!)

メール kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階

多治見市子どもの権利相談室 (たじみ子どもサポート) 令和5年度版

子どもの権利相談室とは

子どもの権利相談室は、困っていたり、悩んでいたたりする子や保護者の方などのための窓口です。

もし、このリーフレットを読んでくれているあなたが困っていたり、悩んでいたたりすることがあるなら、子どもの権利相談室まで電話、FAX、メール、LINEをしてください（番号やメールアドレスはこのリーフレットに書いてあります）。たいしたことじゃないし・・・とか、こんなことで電話していいのかな・・・？とか全く気にしないで大丈夫です。もちろん、話してくれたことは秘密にしますし、名前や学校を言わなくても大丈夫です。子どもの権利相談室にいる皆は、困っていたり、悩んでいたたりするあなたのために、少しでも役に立ちたいと考えていますので、もし連絡をしようかどうか迷っていたら連絡をしてくださいね。

最後まで読んでくれてありがとう。あなたの周りで困っていたり、悩んでいたたりする友達がいれば、このリーフレットのことを教えてくれるといいです。

相談するにはどうすればいいの？

*でんわする

★子ども専用フリーダイヤル
0120-967-8666
(通話無料、スマホ・携帯電話からもつながるよ)
★あとな用 0572-23-8666

*メールする

★E-Mail アドレス
kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

*LINEする

★QRコードから
友だち登録して下さい

*会って話す

★場所 ヤマカまなびパーク4階
(多治見市豊岡町1-55)

★FAXや手紙もOKだよ

*相談できる曜日と時間

火曜日～金曜日 ひる 1時～よる7時
土曜日 ひる 12時～よる6時
(祝日もやってるよ、年末年始はお休み)



つらいとき 悲しいとき 困ったとき
相談してね。ひみつは必ず守るから。安心して話してね。
あなたにとって一番よいことを、一緒に考えよう。



多治見市子どもの権利相談室

〒507-0034 多治見市豊岡町1-55

ヤマカまなびパーク4階
でんわ 0572-23-8666
FAX 0572-23-8788

イラスト・デザイン：東眞 栄美



ひとりじゃないよ
いっしょに話そう

多治見市子どもの権利相談室

たじみ子どもサポート



多治見市

どんなことを相談できるの？

いじめ



友だちのこと

先生のこと



不登校

家族のこと



その他、自分自身の悩みや、心配ごとなど、何でも良いので、「つらい」「苦しい」「困っている」「助けしてほしい」と感じたとき、気軽に相談してくださいね。

そうდანしてからはどうなるの？

相談する

電話で 手紙で 会って メールで

子どもあとなも
相談できるよ
ひとりで悩まずに
話してみよう



話をじっくり聴くよ
あなたの気持ちや意見を
聴いて一番よいことを
一緒に考えるよ

一緒に考える

「何ができるかな？」
「どうしたらいいかな？」
「どうしてほしいかな？」



解決



行動する

あなたの代わりに
保護委員が気持ちや
意見を伝えるよ

保護委員が関係する
人たちに話をしたり協力を
お願いしたりするよ

詳しくはホームページを見てね。(子どものページがあるよ)

たじみ子どもサポート



おなやみ
そうだん

たじみしこ けんりそうだんしつ
多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート

ミニ・レター

友達のことや、学校のこと、家庭のことなどで、
困ったり、悩んだり、悲しい気持ちになったことはありませんか？
モヤモヤしていること、イヤだなと思っていること、どうしたらいいかなと思っていること、
だれかに言いたいことを、このミニ・レターを使って、手紙を書いてみませんか？

わたしたち「たじみ子どもサポート」は、
あなたの力になりたいし、あなたが笑顔になるお手伝いをする相談室です。

ミニ・レターを待っています！！

みなさんには、安心して自分らしく生きる権利があります。
たじみ子どもサポートは、子どもの権利を守るために、
みなさんの悩みや困りごとの相談をじっくりと聴いて、一緒に解決策を考えていきます。
相談してくれた内容のひみつは必ず守ります。どんなことでも、安心して相談してください。

子どものための相談室
多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート
友だちのこと、学校のこと
自分のこと、家族のことなど
どんなことでも相談してね！

火曜～金曜 13:00～19:00 土曜 12:00～18:00
相談内容：6歳から20歳までの子ども、20歳以上も可

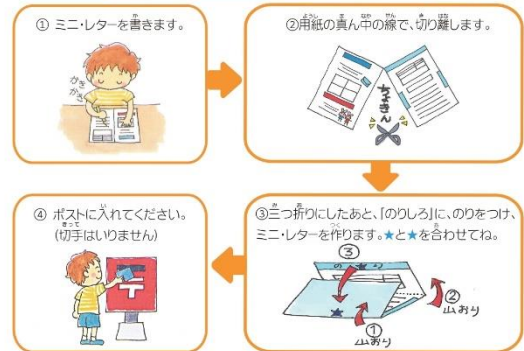
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
0120-967-866
多治見子どもLINE相談 ID: @200fkmnq
kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp
保護者の方も相談できます

発行元：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」

★たじみ子どもサポート行き ミニ・レター★

- ★右の用紙に相談したいことや話したいことを書いて、郵便ポストに入れてください。
※切手はいりません。(令和7年6月30日まで)
- ★たじみ子どもサポートの相談員が、手紙や電話など、あなたが選んだ方法でお返事します。
(手紙の場合は「住所と名前」、電話の場合は「電話番号」をまちがえないように書いてください)
- ★相談の内容やあなたの個人情報などの秘密は守りますので、
安心して相談してください。
(勝手に誰かに話したりすることは、絶対にしません)
- 手紙での返事は
こんな封筒
が適当よ！

「ミニ・レターの送り方」



たじみしこ けんりそうだんしつ 多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」

〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
フリーダイヤル 0120-967-866
メールアドレス kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp
相談できる時間 火～金 1時～7時 土 12時～6時

LINE はこちら

ヒミツは
守るよ！

のりしろ のりしろ のりしろ のりしろ

氏名 名前(ふりがな)	性別 男 女
学校名	学年 年
住所 〒□□□-□□□□ 町 丁目 番地	電話番号 □□□□□□□□

※返事はどの方法がいいですか？ □に✓をしてください。
☐ 手紙がほしい、☐ 同封 ☐ 学校 ☐ その他()
☐ 電話がほしい。(※上の「電話番号」のところに番号を書いてください)
☐ その他()

※どんなことを相談したいのか、選べる人は選んでね。(いくつでもいいです)

☐ 学校のこと ☐ 友だちのこと ☐ 家族のこと ☐ 自分のこと ☐ いやなことがある
☐ いじめられている ☐ 暴力をふるわれている ☐ その他

※相談したいこと(困っていることや悩んでいること、話したいこと)を、この下を書いてね。
(相談してくれたことは、ほかの人に勝手に話しませんから安心してください)

※書ききれない場合は他の紙に書いて、一緒にはさんで送ってもいいですよ。

ミニレターの作り方

赤い点線にそって切る ✕-----
青い線を①②の順に山おりにする
裏の「のりしろ」の部分にのりをつけて、くっつける。

①山おり

②山おり

50787190
771
多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート行
kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

令和7年6月30日まで切手はいりません



令和6年6月
低・中学年用

多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」です。子どもの権利相談室には、3人の擁護委員と2人の相談員がいます。最初に、相談員がみなさんからの話をじっくり聞いて、それから擁護委員とどうしたらいいかを考えます。困ったな、つらいなと感じた時は「たじみ子どもサポート」に話してみませんか。

☆こんなとき、おはなしきかせて

ともだちのこと

- なかまはずれにされた
- わるぐちを言われた
- 友だちがいない



かぞくのこと

- かぞくが話を聞いてくれない
- ケンカがおおい
- 家の中がおもしろくない



がっこうのこと

- いじめられている子がいる
- 学校に行きたくない
- これっていじめかな？



ほかに●●どうしよう ●だれかと話したいなど
ちょっとしたことでもでもだいじょうぶ！ひみつはまもります！
ひとりじゃないよ！



でんわ・メール・LINE・手紙・会って
そ う だ ん し て ね

いっしょにはなそう！



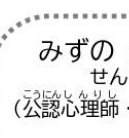
ふじた きよのり
せんせい
(弁護士)

どうしたらいいのかわからなくて、こまっていることはありませんか。あなたの話をゆっくり聞きます。どうしたらいいのかわかずに悩んでいます。そうなんまっています。



はらしな さとみ
せんせい
(元校長先生)

元気ながんばっていますか。たのしいことやこまったことがあったら、そうなんしてくださいね。たいたい、けつたりしてはだめですよ。



みずの かよ
せんせい
(公認心理師・臨床心理士)

イヤなことや、しんぱいなことを大人に話すのは、ドキドキしますね。うまくいなくても大丈夫です。あなたの大切な気持ちを、ゆっくり聞かせてください。

発行元

たじみ市子どもの権利相談室(たじみ子どもサポート)



☎ 507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク 4階



☎ 0120-967-866



✉ kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp



友だち登録してね！

【相談できる時間】 火曜日～金曜日 ひる 1時～よる 7時 土曜日 ひる 12時～よる 6時

(2) 市民（おとな）への広報・啓発活動

項 目	実施時期	対 象 等	備 考
校長会での広報	4 月 12 月	市内小中学校校長	学校訪問に関わる依頼 ミニ・レター配布依頼
多治見市広報紙へのコラム掲載	6 月 12 月	市民	相談員
地域コミュニティラジ オへの出演	4 月 8 月	市民	相談員 擁護委員
SSW 実習生研修	10 月	SSW 実習生	くらし人権課・相談員
主任児童委員定例会で の広報	2 月	主任児童委員	くらし人権課・相談員

子どもの権利を考えよう

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」から

子どもの権利相談室 加納
☎23-8786

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」では「子どもにとって一番いいことは何か」を大事にして相談を受けています。そのため、保護者の方から相談があった場合でも、できるだけ子ども本人の意見や気持ちを聴かせてもらえるようお願いしています。時には、保護者の思いと子どもの思いが違ってしまふこともあります。私はこう思うけど、あなたはそう思うんだね」と、おとながその違いに気付くことが「子どもの権利を守る」につながるのではないのでしょうか。

昨年度の相談回数は延べ397回となり、一昨年度の250回と比べて約1.5倍の相談が寄せられました。

子ども本人からは、自分の性格や物事に対する考え方などに関すること、学校の先生の対応について、自分の家族に関する悩み、などの相談が多く、中には「虐待」を疑う相談もあり、関係機関と連携を取ったケースもありました。

また、学校に行きづらくても、相談室に出かけて、相談員とお喋りをして過ごす「居場所」として利用してくれるお子さんもいらっします。

おとな（多くは保護者）の方からは、お子さん

の不登校に関することや子育てに関する相談が多く寄せられました。

「子どもの権利相談室」は「権利」という言葉から、何か重大な相談だけを扱う所だと思われがちですがそうではありません。私たち「たじみ子どもサポート」は、子どもたちの「つらい」「苦しい」「困っている」「助けてほしい」という思いを受け止めて、一緒に解決方法を考えていく相談室です。また、子育てに悩んでいるおとなの皆様への相談にも応じています。誰かに話すことで気持ちが楽になることもありますので、一人で悩まず、小さなことでも相談してみてください。

相談時間 火曜～金曜13:00～19:00
土曜12:00～18:00

相談方法 面接・電話・メール・LINE・手紙



子どもの権利を考えよう

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」から

子どもの権利相談室
☎0120-967-866



多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」は子どもたちの「つらい」「苦しい」「困っている」「助けてほしい」という思いを受け止めて、一緒に解決方法を考えていく相談室です。相談は子ども以外に、おとなからも寄せられていて、令和5年度の相談回数は過去最多となりました。今回は、今年度4月～9月までに寄せられた相談状況の概要をご紹介します。



のべ相談回数は201回、そのうち一番多い「不登校」は保護者からも多く寄せられていて、長期に渡る継続した相談になる傾向にあります。

中央のグラフからは、小中学生についての相談が多いことが分かります。新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類になった昨年5月より、気軽に立ち寄ってくれる子どもたちが増えました。今年度前期も同様の傾向で、相談方法別では「面接」が最も多くなりました。

「権利」というと難しく考えがちですが、上記種別にありますように、子どもに関する相談を幅広く受け付けています。誰かに話すことで気持ちが楽になることもありますので、一人で悩まず、小さなことでも相談してみてください。

多治見市子どもの権利相談室 たじみ子どもサポート
相談時間 火曜～金曜 13:00～19:00 土曜 12:00～18:00
相談方法 面接・電話・メール・LINE・手紙
ヤマカまなびパーク4階

お わ り に

多くの方々のご尽力により、令和6年度の活動を報告することができました。改めて深く感謝いたします。

こども基本法が令和5年に施行されてから、子どもの権利に関する条例を制定する自治体が全国で少しずつ増えてきています。岐阜県内でも令和7年3月24日に、本巣市こどもの権利条例が公布（4月1日施行）されました。総合的な条例としては、多治見市、岐阜市、笠松町に続き本巣市が4つ目になります。このように、子どもの権利に関する条例を制定する自治体がさらに増えていくことを期待しています。

一方で、令和6年に国内で生まれた日本人の子どもの数（いわゆる出生数）が68万6061人で、初めて70万人を下回ったという発表がニュースになる時代でもあります。少子化の話題はすぐに社会保障などの経済の話に結び付けられがちですが、大変残念なことだと感じます。子どもは国の経済を回すために生まれてくるわけではありません。経済の言葉で少子化を語る前に、今この瞬間を生きている目の前の子ども一人ひとりが幸せか、子どもの権利や命が守られているかどうかを、おとなが真剣に考えることが必要です。令和6年の児童生徒の自殺者数は527人で過去最多と発表されています。相談室に寄せられる「死んでしまいたいほどつらい」という数々のメッセージからも、生きづらさを抱える子どものSOSを早くキャッチすることが急務だと実感します。

子どもの声を否定せずに聴いて一緒に考えられるおとな、指導というよりも伴走していくおとな、解決を目指して行動するおとなの存在は、今後ますます求められます。私たち子どもの権利擁護委員と相談員は、多治見市の中でその役割を遂げられるよう、これからも研鑽を積んでまいります。

と同時に、この報告書を手にとってくださったおとなの方が、権利について改めて考えたり、意見を子どもに押し付けていないかを振り返ったりするような機会になることも願っております。子どものSOSをキャッチして対応できるおとなが一人でも増えれば、生きづらさを抱える子どもたちが救われる確率が上がります。

権利学習に少しでも関心のある方は、相談室（たじみ子どもサポート）までお気軽に声をおかけください。子どもたちが安心して暮らせる多治見の町をつくるために、私たちと一緒に学び、人権感覚をアップデートしていきましょう。

多治見市子どもの権利擁護委員
水野 香代
（公認心理師・臨床心理士）

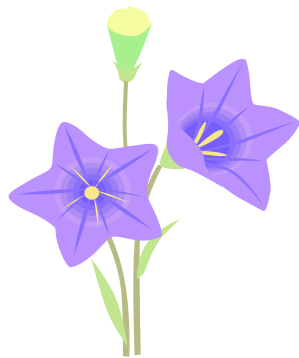


参 考 資 料

多治見市子どもの権利に関する条例

多治見市子どもの権利に関する条例施行規則

多治見市子どもの権利擁護委員名簿



市の花

ききょう



つつじ

改正

令和 2 年 3 月 24 日条例第 5 号

多治見市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 子どもの権利の普及（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 子どもの生活の場での権利の保障（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 子どもの意見表明や参加（第 10 条—第 12 条）

第 5 章 子どもの権利侵害からの救済と回復（第 13 条—第 18 条）

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証（第 19 条—第 22 条）

第 7 章 雑則（第 23 条）

附則

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

私たちは、次のようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

（子どもが安心して自分らしく生きることができるまち）

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてとすることができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくことや子ども同士が育ち合うことができます。

（お互いを尊重し、共に支え合うまち）

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にする気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなとの良い関係をつくっていけるように支援されます。

（子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち）

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

（平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち）

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

(成長への支援)

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身による学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(家庭における権利の保障)

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者などの子どもと同居するおとなは、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待や体罰を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済や回復、虐待や体罰の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利の擁護に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。
- (3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。
(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第17条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第18条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第19条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第20条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第21条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第22条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に必要なことがらは、市長その他の執行機関が定めます。

附 則 (令和2年3月24日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

○多治見市子どもの権利に関する条例施行規則

平成 15 年 12 月 19 日規則第 88 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日規則第 37 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 39 号

平成 23 年 2 月 3 日規則第 8 号

平成 23 年 3 月 31 日規則第 34 号

令和 2 年 8 月 1 日規則第 68 号

多治見市子どもの権利に関する条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 子どもの権利擁護委員（第 4 条—第 18 条）

第 3 章 子どもの権利相談室（第 19 条—第 21 条）

第 4 章 子どもの権利委員会（第 22 条—第 25 条）

第 5 章 雑則（第 26 条・第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、多治見市子どもの権利に関する条例（平成 15 年条例第 27 号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めます。

（定義）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定するこれらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人とは、年齢が 18 歳、19 歳で、同条第 2 項に規定する子ども施設に在籍などを行っている人をいいます。

（子ども会議の意見）

第 3 条 市長は、条例第 11 条第 2 項の規定によりたじみ子ども会議（以下「こども会議」といいます。）から意見などの提出を受けた場合は、当該意見などについて検討し、その検討内容や結果について公表します。

第 2 章 子どもの権利擁護委員

（代表擁護委員）

第 4 条 条例第 13 条第 1 項に規定する多治見市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）のうち 1 人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選によりこれを定めます。

2 代表擁護委員は、次のことを処理します。

（1） 擁護委員会議の招集、議事運営に関すること。

（2） その他代表擁護委員が必要と認めること。

3 代表擁護委員に事故があるとき、代表擁護委員が欠けたときは、あらかじめ擁護委員会議の互選により定める擁護委員が、その職務を代理します。

（擁護委員会議）

第 5 条 この規則において定めるもののほか、次のことを処理するため、擁護委員会議を置きます。

（1） 条例第 14 条第 1 項や第 2 項に規定する職務の調整などに関すること。

（2） 条例第 16 条に規定する関係機関などとの連携に関すること。

（3） その他擁護委員が必要と認めること。

（資格要件）

第 6 条 市長は、次に掲げる人を擁護委員に選任しません。

（1） 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、その長、政党その他の政治団体の役員

（2） 本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員

(3) 市内の学校の教職員その他の本市の子どもを直接指導することを主たる職務とする職業などに現に従事している人

(子どもの権利相談員)

第7条 擁護委員の活動を補助するため、子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に理解があり、子どもに愛情を持って接することができる人のうちから、擁護委員の意見を聴いて、市長が委嘱します。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(相談や救済の申立て)

第8条 何人も、擁護委員に対し本市に在住、通学、通勤する子どもの権利侵害にかかわることについて、条例第14条第1項第1号に規定する相談や同項第2号に規定する救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員、相談員が行います。

(救済の申立ての手続)

第9条 救済の申立てをしようとする人（以下「申立人」といいます。）は、口頭、文書により次のことを申立てします。

(1) 申立人の氏名、住所、電話番号、救済を必要とする子どもとの関係

(2) 救済を必要とする子どもの氏名、住所、保護者の氏名など

(3) 救済を必要とする事実の概要

2 口頭による救済の申立ての場合において、擁護委員、相談員は、口頭申立記録書（別記様式第1号）を作成しなければなりません。

3 文書により救済の申立てをする場合において、申立人は、子どもの権利侵害にかかわる救済申立書（別記様式第2号）を擁護委員に提出します。

(審議)

第10条 擁護委員は、前条の規定により救済の申立てを受け付けた場合は、その申立ての内容を審査し、その申立ての内容が子どもの権利侵害にかかわることであると認めるときは、その申立てに関する審議や必要な調査を行うことができます。

2 擁護委員は、救済の申立てが救済にかかわる子ども、その保護者以外の者から行われた場合は、必要に応じてその子ども、保護者の同意を得て審議します。

3 擁護委員は、救済の申立ての内容が次のことのいずれかに該当すると認める場合は、その申立てに関する審議を行いません。

(1) 救済の申立ての内容が虚偽である場合

(2) 救済の申立ての手続の内容にかしがある場合

(3) 擁護委員、相談員の身分に関することである場合

(4) その他審議の実施が不適当と認める場合

4 擁護委員は、第1項に規定する審査の結果について、申立人への通知書（別記様式第3号）により、申立人へ通知しなければなりません。

5 擁護委員は、救済の申立ての内容以外に子どもの権利侵害があると認める場合は、前条の規定にかかわらず、審議や必要な調査を行うことができます。

(調査の方法と実施)

第11条 前条第1項に規定する調査は、擁護委員、その命を受けた相談員が行います。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、その写しの提出を求めることができます。

3 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、専門的、技術的なことについて、予算の定める範囲内で専門的機関に対し調査、鑑定、分析などの依頼をすることができます。この場合において、擁護委員は、依頼したことの秘密の保持に必要な措置をとらなければなりません。

（身分証明証の提示）

第12条 前条の調査を行う場合は、擁護委員、相談員は、その身分を示す証明書（別記様式第4号）を携帯し、関係人などに求められたときは、それを提示しなければなりません。

（審議の中止）

第13条 擁護委員は、審議の継続が相当でないと認めるときは、審議を中止することができます。

2 擁護委員は、前項の規定により審議を中止したときは、申立人への通知書により、申立人に対し通知します。

（勧告などの実施）

第14条 擁護委員は、審議を実施した結果必要と認めるときは、調整、勧告、是正要請を行います。

2 擁護委員が前項の規定により勧告、是正要請をするときは、書面により行います。

3 擁護委員は、審議の結果を申立人への通知書により申立人に通知します。第1項の規定に基づき調整、勧告、是正要請を行ったときは、その概要を併せて申立人に通知します。

（通知の方法）

第15条 第10条第4項、第13条第2項、前条第3項の規定による通知は、申立人が申立人への通知書による方法以外の通知方法を希望した場合で、擁護委員がその方法が申立人にとって最も適切であると判断したときは、その方法により行うことができます。

（措置の報告）

第16条 条例第14条第1項第3号の規定により措置の報告を求めるときは、是正などの措置についての報告要求書（別記様式第5号）により行います。

2 前項の規定による要求を受けた人は、子どもの権利に関する是正などの措置についての報告書（別記様式第6号）の提出その他擁護委員が適当と認める方法により報告するよう努めます。

（勧告などの公表）

第17条 条例第14条第2項に規定する公表は、擁護委員会が適当と認めた方法により行います。

（運営状況の報告や公表）

第18条 条例第18条に規定する報告は、次のことに関する報告書などを作成し、これを市長や議会に提出します。

- （1） 擁護委員が受け付けた相談や申立てに関する概要
- （2） 擁護委員が実施した審議や調査に関する概要
- （3） 擁護委員が行った調整、勧告、是正要請の概要、措置などの報告に関する概要
- （4） 前3号に掲げるもののほか、擁護委員会において市長や議会に報告し、市民に公表することが必要と認められること。

第3章 子どもの権利相談室

（設置）

第19条 子どもの権利侵害にかかわる相談や救済の申立てに応じるため、多治見市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を設置します。

（名称や位置）

第20条 相談室の名称や位置は、次のとおりとします。

- （1） 名称 多治見市子どもの権利相談室
- （2） 位置 多治見市豊岡町1丁目55番地

（開設日時など）

第21条 相談室の開設日や時間は、次のとおりとします。

- （1） 火曜日から金曜日まで 午後1時から午後7時まで
- （2） 土曜日 正午から午後6時まで

2 相談室の休業日は、次のとおりとします。

(1) 日曜日及び月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 市長は、必要と認めるときは、前2項の開設日、時間、休業日を変更することができます。

第4章 子どもの権利委員会

(会長や副会長)

第22条 条例第20条第1項に規定する子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）に、会長や副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会議の議長として会務を総理し、権利委員会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第23条 権利委員会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集します。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集します。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決します。

(部会)

第24条 権利委員会は、必要に応じ部会を置くことができます。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他権利委員会の運営に関し必要なことは、会長が、権利委員会に諮って定めます。

第5章 雑則

(庶務)

第26条 擁護委員、相談室、権利委員会の庶務は、環境文化部くらし人権課において処理します。

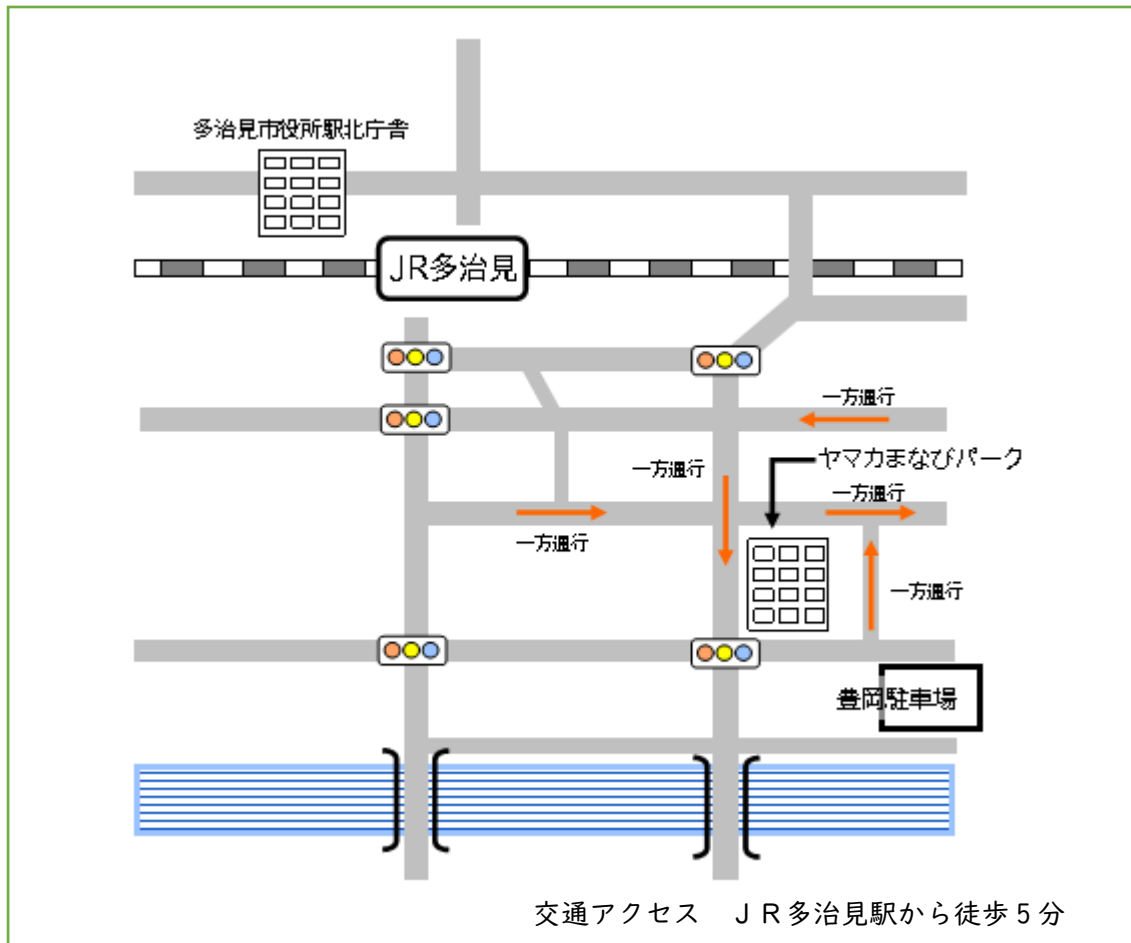
(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

多治見市子どもの権利擁護委員名簿

職 名	氏 名	職 業 等	在 任 期 間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	藤 田 聖 典	弁 護 士	令和４年４月１日～
子どもの権利擁護委員	原 科 佐 登 己	元学校長	令和２年１０月１日～
子どもの権利擁護委員	水 野 香 代	公認心理師 臨床心理士	令和３年４月１日～

多治見市子どもの権利相談室
(ヤマカまなびパーク 4階)



令和6年度 多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書
令和7年7月 発行

発行：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
〒507-0034 多治見市豊岡町Ⅰ丁目 55 番地
ヤマカまなびパーク 4 階

電話／FAX：0572-23-8786

フリーダイヤル：0120-967-866

✕ メール: kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

